

「県民の皆様へのお願い」の変更について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、緊急事態宣言を全て解除することが決定され、「県民の皆様へのお願い」を変更しました。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしく申し上げます。

変更項目

次の項目については、3月21日までとします。

- ・ 緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える
※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県（緊急事態宣言が解除されるまで）
- ・ 京都府・大阪府・兵庫県への不要不急の外出は控える
※期間：3月1日以降、各府県が府県民へ不要不急の外出の自粛を要請しているまでの期間
※通勤や通学等に出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底してください

3月22日以降は、次の項目を追加します。

- ・ 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県への不要不急の外出は控える
※期間：3月22日以降、各都県が都県民へ不要不急の外出の自粛を要請している期間
※出張等に出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底してください

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部
(危機管理局危機管理・消防課 073-441-2273)

小川・撫養(むや)
(内線 2273)